

特別償却の付表（三）の記載の仕方

- 1 この付表（三）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の6第1項《中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の11第1項《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

- 2 この付表（三）は、まず、(18)欄から(28)欄までの各欄を記載し、次いで、(15)欄から(17)欄までの各欄を記載し、最後に、(1)欄から(14)欄までの各欄を記載します。

- 3 「特定機械装置等の区分1」は、措置法第42条の6第1項又は第68条の11第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、「（ ）号」内には、措置法第42条の6第1項の該当号を記載してください。

- 4 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

- 5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

なお、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第27条の6第2項又は第39条の41第2項に規定するソフトウェアについては、法人税法施行令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は第133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。

- 6 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、

圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、対象資産につき、9(2)イからハまでの取得価額（又は取得価額の合計額）の要件を満たさないものは、この制度の適用はありませんので注意してください。

- 7 「基準取得価額割合10」の分子は、対象資産が措置法第42条の6第1項第4号に規定する船舶である場合には「75」を○で囲み、それ以外の場合には「100」を○で囲みます。

- 8 「償却・準備金方式の区分14」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

- (1)「国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証の有無15」には、対象資産が措置法令第27条の6第2項（又は第39条の41第2項）に規定するソフトウェアのうち国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証を受けることを要件としているものについて、その評価及び認証の有無を記載します。

- (2)「当期における特定の工具又は特定のソフトウェアの取得価額の合計額16」には、対象資産が措置法第42条の6第1項第1号に掲げる工具又は同項第2号に掲げるソフトウェアである場合に、当期において新たに取得等をして指定事業の用に供した当該各号ごとの工具の取得価額の合計額又はソフトウェアの取得価額の合計額を記載します。

なお、対象資産の種類ごとに、取得価額又は取得価額の合計額の要件は、それぞれ次のとおりです。

イ 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

ロ 一定の工具…1台若しくは1基の取得価額が120万円以上のもの又はその取得価額の合計額が120万円以上のもの（1台又は1基の取得価額が30万円以上のものに限る。）

ハ 一定のソフトウェア…一の取得価額が70万円以上のもの又はその取得価額の合計額が70万円以上のもの（法人税法施行令第133条又は第133条の2の規定の適用を受けないものに限る。）

- (3)「その他参考となる事項17」には、その資産が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください

い。

10 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特定機械装置等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

- (1) 「保有割合21」が50%以上となる場合又は「保有割合23」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、措置法第42条の6第1項（又は第68条の11第1項）の規定の適用はありませんので注意してください。
- (2) 「発行済株式又は出資の総数又は総額18」の内書は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に使用し、その有する自己の株式又は出資の金額がある場合に、その数又は金額を記載します。この場合、「保有割合21」及び「保有割合23」の各欄は、その内書きした数又は金額を分母の数又は金額から控除して計算します。
- (3) 「大規模法人の保有する株式数等の明細24～27」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

（注）大規模法人とは、次のイからハまでの法人（平成31年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度については、イ又はロの法人をいいます。）をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（その法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限ります。）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）

- (4) 中小企業者又は中小連結法人に該当する法人については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度分にあつては、その事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度又は各連結事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得金額（別表一等の「1」の金額がマイナスの場合は0）又は連結所得金額（別表一の二等の「1」の金額がマイナスの場合は0）の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（年平均額）が15億円を超える法人又は連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（以下「適用除外事業者」といいます。）に該当する場合には、この制度を受けることができませんので、注意してください。

なお、中小企業者については、設立後3年を経過していない法人は、適用除外事業者に該当しません。

また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合、基準年度において連結法人に該当していたことがある場合、基準年度において公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など措置法第42条の4第8項第8号及び措置法令第27条の4第13項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

中小連結法人についても、基準年度において連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合や基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合など措置法第68条の9第8項第7号及び措置法令第39条の39第12項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

- (5) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。